

第18回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成27年12月22日 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
 - 日程第 8 議案第5号 滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 9 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 10 議案第7号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 11 議案第8号 農地のあっせんについて
 - 日程第 12 議案第9号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 13 報告第1号 第4回総務小委員会の報告について
 - 日程第 14 報告第2号 農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について
 - 日程第 15 報告第3号 農地転用届出の確認事務報告について
 - 日程第 16 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第 17 報告第5号 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
- 4 出席委員
 - 1 番委員 大森 泰英
 - 2 番委員 金崎 修一
 - 3 番委員 鈴木 文雄
 - 4 番委員 工藤 肇
 - 5 番委員 井坂 義信
 - 6 番委員 菊地 和夫
 - 10 番委員 西村 秋良
 - 11 番委員 小山田 栄一
 - 12 番委員 小森 アツ子
 - 13 番委員 中村 奈々子
 - 14 番委員 齊藤 新一
 - 15 番委員 三上 榮
 - 16 番委員 齊藤 實
- 5 欠席委員
 - 7 番委員 齊藤 文一郎
 - 8 番委員 新田 義修
 - 9 番委員 鈴木 学

6 説明のために会議に出席したもの

| | | |
|----------|------|------|
| 農業委員会事務局 | 局長 | 長嶺正治 |
| 〃 | 総括主査 | 武田裕雅 |
| 〃 | 主査 | 海老澤愛 |

7 開会時刻 平成27年10月21日 午前10時

議長 只今の出席委員は13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

これより、第18回滝沢市農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。議事録署名人につきましては、6番菊地和夫委員及び10番西村秋良委員を指名します。

書記には、事務局の武田総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮り致します。本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

長嶺事務局長 (第17回総会開催後の業務を報告する)

議長 議事に入ります。日程第4議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について説明します。案件は1件です。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

今回の申請は、経営移譲年金受給のための権利移動となります。以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査については、更新に該当しますので、省略させていただきます。

ます。これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は許可することに決定いたしました。
日程第5議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法第4条の規定による許可に対する意見の決定について説明いたします。案件は1件です。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号1、本件農地は都市計画区域内で、農業振興地域内ですが農用地区域外の農地です。

現地の付近の状況は、10ヘクタール以上の一団の農地であり、該当する農地は、一帯が農地に囲まれた場所にありました。農地区分としては、1種農地と判断されますが、農業用施設の建設であり転用目的については問題ないものと考えます。

議長 今回の現地調査については、10番西村秋良委員と11番小山田栄一委員、12番小森アツ子委員が行っておりますので、本案件の現地調査報告は10番西村秋良委員にお願いします。

10番西村委員 議案第2号整理番号1について現地調査報告します。

位置的には、滝沢小学校より北東へ約1.5キロメートルのところにあります。

周囲の状況は、大半が農地ですが、宅地が混在しておりました。申請の理由は、現在ある農産物共同直売所ふれあいの駐車場が手狭になってきたことから、申請人が駐車場を整備し「ふれあい」に貸し付ける計画と聞いております。整備するに当たり、南部主幹線水路、通称 岩洞水路の布設替え工事で発生する発生土を使用し、工事費の軽減を図る計画のため、冬場の申請となっております。駐車場ですから取水は無く、雨水排水は側溝を造り改良区の水路に放流する計画と聞いております。

調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、議案第2号は許可相当とすることに決定いたしました。
日程第6議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法第5条の規定による許可に対する意見の決定について説明いたします。案件は2件です。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

まず、整理番号1についてですが、都市計画区域内の農振農用地となっております。付近の状況は、一団の農地であり、農地区分としては、1種農地と判断されますが、転用目的が一時転用ですので、農地区分と転用目的については問題が無いものと考えます。

続きまして、整理番号2についてですが、都市計画区域内の農業振興地域内ですが農用地区域外の農地となっております。この場所ですが、平成27年12月7日付で、岩手県知事から事業計画変更の承認を受けて申請がなされている案件となります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告についてですが、整理番号2については、第17回農業委員会総会、議案第4号で報告済みですので省略しております。整理番号1の現地調査報告について、10番西村秋良委員にお願いします。

10番西村委員 議案第3号、整理番号1について現地調査報告をいたします。

位置的には、JR小岩井駅の北東約2キロメートルのところにあります。

周囲の状況は、10ヘクタール以上の一団の農地に囲まれた場所でした。

今回の申請理由は、高圧送電線の鉄塔立替に伴う資材搬入用のヘリポートとして使用するための一時転用です。事業完了後は撤去して農地に復元する計画とのことです。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響が少なく、問題はないものと見受けられました。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。14番齊藤委員

14番齊藤委員 確認のための質問です。この篠木仁沢瀬地区は水田地帯であり、ヘリコプターによる共同防除を行っている地域ですが、一時転用期間が9月末までですと何回か重なると思います。この共同防除との関係についてどのように考えているのか伺います。

武田総括主査 転用期間は9月30日までとなっておりますが、余裕を見ての期間設定と聞いております。7月末にはヘリコプターを飛ばすのは終わる予定と聞いております。この期間設定は、天候の状態によりヘリコプターが飛ばせない時期が長く続くと大変なことになることから、余裕を見て設定したものです。共同防除の関係につきましては、時期的なもの、そして防除するタイミング等、地域の方々と打ち合わせを行うよう、業者に指導してまいりたいと考えております。

議長 ほかにありますか。15番三上委員

15番三上委員 関連で質問します。この場所は水田地帯ですので、7月の末といひましても稲の上をヘリコプターが通るわけですので、近隣の方々への説明等を十分に行っているのか伺います。

武田総括主査 今回の事業を進めるうえで、土地所有者に対する説明は行っていると聞いております。ただし、所有する方と耕作する方が違うケースが多々有りますので、こちらとしても、可能な範囲で耕作者に対する情報を事業者提供し、飛行ルート等について該当する方々を集めて説明会を行うように指導してまいりたいと考えております。実はこの場所ですが、2月頃申請したいと相談されていたのですが、2月になると雪が多くて現地確認が出来ないとして、前倒しで申請していることもありますので、時間的な余裕はありますので、地元耕作者の方々を集めた説明会を開催するよう業者に指導して参りたいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第7議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について説明いたします。案件は6件です。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号1、本件の場所は都市計画区域外の農業振興地域外となっております。現地の付近の状況は、相当数の街区を形成している区域で有り、農地区分としては2種農地と判断されます。当初の予定を変更して介護施設の増設ですので、問題はないものと考えております。

整理番号2から6についてですが、本件の場所は都市計画区域内の農用地区域内となっております。

現場の付近の状況は一団の農地となっております、農地区分としては1種農地と判断されます。一時転用の事業計画者と事業期間が変更になりますが、支障はないものと考えております

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は11番小山田栄一委員にお願いします。

11番小山田委員 議案第4号について現地調査報告をいたします。

整理番号1についてですが、平成23年3月に老人介護施設と関連する駐車場とグランドゴルフ場を建築するとして、許可を受けたものですが、農地転用の完成届を提出する前に介護施設の増築を計画しているものです。このため、現地は当初の計画通り、介護施設の建築は終わり、事業を開始しておりました。また、整理番号2から6についてですが、現地は、平成26年7月にスマートインターチェンジ建設のための路盤材仮置き場として一時転用の許可を受けており、計画通り路盤材置き場となっております。位置的には、整理番号1はJR小岩井駅から北へ約600メートルのところにありますし、整理番号2から6は滝沢小学校から南東へ約500メートルのところにあります。

調査の結果、周辺の地域への農業等に及ぼす影響は、問題が無いものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第4号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第8議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について説明いたします。案件は3件です。

（以降議案書朗読説明）

以上について補足説明いたします。

整理番号1については、本件の場所は都市計画区域内となっております。現地の付近の状況は、相当数の街区を形成している区域で、農地区分としては2種農地と判断されます。農家住宅の建築ですので、問題はないものと考えております。

整理番号2については、農地法第2条に定める農地ではありませんので、問題はないものと考えております。

整理番号3についてですが、都市計画区域内となっております。現場付近の状況は一団の農地となっており、農地区分としては1種農地と判断されます。農家分家住宅の建築ですので、支障はないものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告についてですが、整理番号2については、平成25年5月開催の総会において、非農地と判断しておりますので省略しております。整理番号1と3の現地調査報告について11番小山田栄一委員にお願いします。

11番小山田委員 議案第5号整理番号1番と3番についての現地調査の報告をいたします。

整理番号1の位置については、滝沢小学校から東へ約500メートルのところにあります。

申請地周辺の状況は、住宅地に囲まれた場所にあり、西側だけが農地に接続しております。農振除外の申請理由は、現在の住宅は手狭になってきたので、近くに農家住宅の建築を計画したとのことです。

整理番号3については、JR大釜駅から北へ約500メートルのところにあります。申請地周辺の状況は、集落に接続した農地に囲まれた場所にあります。農振除外の申請の理由は、申請者の次男に、本家所有の土地に分家住宅建築を計画したとのことです。

整理番号1の給水は市上水道、家庭雑排水とトイレは小型合併処理浄化槽に接続を計画しており、整理番号3の給水は市上水道、家庭雑排水とトイレは市公共下水道に接続する計画とのことです。

調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。

以上、報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長

質疑を終了して採決に入ります。議案第5号滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第9議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主査

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、利用権貸借の案件が14件で、その内新規の案件が7件、再設定が7件となっております。

なお、整理番号8番から整理番号14番までの再設定の案件につきましては、平成26年度第4回総務小委員会で協議されたとおり、議案説明を一部簡略させていただきますことをご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、整理番号1番から説明させていただきますが、議案書29ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上の内容は、議案書37ページからの調査書に記載されているとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、整理番号1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項ただし書きに、農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合にあっては、この限りではないとされておりますことから、本案件に関しては調査書の添付をしておりませんことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告についてですが、整理番号8以降は更新に該当しますので省略しております。整理番号1から7までの現地調査報告について、12番小森アツ子委員にお願いします。

12番小森委員 それでは、私の方から整理番号1番から7番について、12月16日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

現地は、全体として広く農地として活用されておりました。

整理番号1番は、農地中間管理機構である岩手県農業公社が権利を取得するものであります。

整理番号2番から7番までにつきまして、全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が、権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

これらのことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第6号 整理番号1番から7番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第6号農用地利用集積計画の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第10議案第7号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定を議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法の適用外証明願いについては1件です。議案書は46ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

農地として利用されなくなってから、20年以上経過し、現地が通常の耕作機械による農地への復旧が著しく困難である場合には、農地法の適用以外の土地である旨の証明をすることができることとなっており、今回の場合は44年経過しております。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、12番小森アツ子委員にお願いします。

12番小森委員 議案第7号について現地調査報告をいたします。

位置的には、一本木小学校から南東へ約500メートルのところです。

申請地は原野や宅地に囲まれた小面積の農地となっております。

申請理由は、昭和46年に相続により権利を取得しましたが、不在市地主ということもあり、営農ができず現在に至ったとのことです。

現地は耕作放棄の状態で山林化が進み、今後農地として利用できる見込みもないことから農地法の適用外証明を願い出たとのことです。

調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第7号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第7号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第11議案第8号、農地のあっせんについてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤主査

農地のあっせんについては、農地の売り渡しが2件、貸し付けが1件でございます。議案書は48ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上について、補足説明いたします。

整理番号1番は、貸付していた農地を解約され、委託経費を支払い維持管理を行っていましたが、経費等が負担となったため今回貸し付けの申出をすることとしたとのことです。

整理番号2番は、法定相続人の1人が破産しており、破産管財人である弁護士が手続きの一つとして今回売り渡しの申し出をすることとしたとのことです。

整理番号3番は、農業経営を廃止することに伴い、売り渡しの申出をすることとしたとのことです。

以上で説明を終わります。

議長

暫時休憩します。

(10時44分休憩)

(11時 6分開始)

議長

休憩以前に引き続き会議を再開します。これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長

質疑を終了して採決に入ります。議案第8号、農地のあっせんについて、あっせんすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。よって、議案第8号はあっせんすることに決定しました。引き続きあっせん委員を決定いたしますが、整理番号1については、6番菊地和夫委員と14番齊藤新一委員を、整理番号2と3については4番工藤肇委員と11番小山田栄一委員をあっせん委員とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、ただいまの4名の方をあっせん委員とすることに決定しました。

日程第12議案第9号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤主査 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを説明します。議案書は51ページをご覧ください。

（以降議案書朗読説明）

以上について補足説明いたします。

整理番号1番について、経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、議案第6号整理番号1番の案件で農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することが決定した農地を、借受希望者に貸付するものです。

農地中間管理機構が中間管理権を設定した農地を借受希望者へ貸付するに当たっては、利用集積計画の決定公告の後、市町村が農用地利用配分計画案を作成し、それに基づき機構と借受希望者が協議を行い、県の縦覧と認可・公告を経て借受希望者が権利を取得する流れとなっており通常4か月程度の日数を要します。

こういった事務手続き期間の短縮を農業者から強く要望されたことを受け、平成27年9月18日付岩手県農林水産部農業振興課、公益社団法人岩手県農業公社、岩手県農業会議の連名で、「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画案に対する意見決定に係る事務手続き期間の短縮化について」とし、市町村及び農業委員会に協力依頼が出されました。

その中で、「集積計画の決定と配分計画案に対する意見決定を同日の農業委員会において行うこと等により手続き間の短縮化を図っていただくよう」と示されておりますことから、今回、利用集積計画の決定公告の前ではありますが、農用地利用配分計画案への意見の決定についてを同日の総会において、審議いただくものであります。

以上、以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。4番工藤肇委員

4番工藤委員 井上恵子さんは認定農業者ですか。

海老澤主査 井上恵子さんは認定農業者にはなっておりません。人農地プランのほうで、地域の担い手として位置づけされることにより、マスタープランの中で配分計画（案）を進める流れとなっております。

4番工藤委員 マスタープランは何となくわかる気がしますが、一般的な理解としては、認定農業者イコール担い手ということになっている。相談して認定農業者に

なってもらふ方法はあるわけですか。

海老澤主査 井上恵子さんご自身に認定農業者のお話をする前に、農地の貸し借りのお話がありましたので、人農地プランに地域の担い手として位置づけるということで、配分計画に持って行った経緯が有ります。今後につきましては、この方は利用集積計画により農地集積を行っておりますので、認定農業者になれることを説明していきたいと考えております。

議長 そのほか何かありますか。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第9号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第9号について原案のとおり決定いたしました。

日程第13報告第1号、第4回総務小委員会の報告について、総務小委員長は議長を兼ねておりますので、三上総務小委員会副委員長より報告させます。

15番三上委員 それでは第4回総務小委員会の内容について報告します。

(以降議案書朗読)

以上で報告を終わります。

議長 日程第14報告第2号、農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について報告します。案件は1件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第15報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用届出の確認事務報告について報告します。農地法第5条の規定によるものが2件となります。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第16報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地法第18条第6項の規程による届出について報告します。案件は2件です。

(以降議案書朗読)

本案件は、賃借人の都合による合意解約となります。以上で報告を終わります。

議長 日程第17報告第5号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について報告します。案件は1件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。これをもって第18回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成27年12月22日 午前11時28分

議長

会議録署名人 6 番委員

会議録署名人 10 番委員

これは原本である。

平成27年12月22日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 實